

別表

改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表

区分	届出先 (注1)	改造内容等	届出書	改造概要等説明書	添付資料																	その他書面 (注13)								
					結果又は試作車等審査結果通知書	改造自動車等審査結果通知書	車両を特定する資料	技術基準等への適合性を証する書面	主要諸元要目表	保安基準適合検討書	電気装置の要目表	外観図	改造部分詳細図	装置の詳細図	車枠(車体)全体図	計算書				強度検討書										
																度最大安定傾斜角計算書	制動能力計算書	算最小回転半径計算書	走行性能計算書	車枠(車体)	動力伝達装置		走行装置	縦横装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	電気装置		
改造	事務所	(1)-①	車枠及び車体	フレーム(車枠)を有する自動車であつて、フレームの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○			※○		○								△				
		(1)-②		モノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○			※○		○								△			
		(2)-①	原動機	型式の異なる原動機に変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○								△			
		(2)-②		総排気量を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○								△			
		(3)-①	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									△		
		(3)-②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○									△		
		(3)-③		トランスミッションの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○																△	
		(3)-④		駆動軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○																△	
		(3)-⑤		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○									△	
自動車	事務所	(4)-①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○									△			
		(4)-②		フロント・アクスル又はリア・アクスルの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○									△		
		(4)-③		軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											△	
	事務所	(5)-①	操縦装置	かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												△	
		(5)-②		操舵軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											△	
		(5)-③		リンク装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												△
		(5)-④		かじ取操作方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												△
	事務所	(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○										△	
		(7)-①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○										△	
		(7)-②		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○									△	
(8)		連結装置	連結器の取付け又は連結器本体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												△		
事務所		(9)	燃料装置	燃料の種類を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													△	
	(10)-①	電気装置	走行に係る駆動用蓄電池の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
	(10)-②		充電装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△		
試作車	主管	被牽引自動車以外		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
	事務所	被牽引自動車	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
組立車	主管	被牽引自動車以外		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
	事務所	被牽引自動車	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
試作車・組立車の改造	主管	被牽引自動車以外	(1)-①～(10)-②に該当する改造	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		
	事務所	被牽引自動車	(1)-①～(10)-②に該当する改造	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
(2) 同一型式内に設定がある装置を取付方法等を変更することなく使用する場合には、添付資料のうち計算書及び強度検討書を省略することができる。この場合において、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としている自動車においては、同一型式内とみなして取扱うことができる。
(注1)届出先が事務所となっているものは、主管においても取扱う。また、改造内容が複数となり、届出先が主管と事務所になる場合は主管に届出するものとする。
(注2)届出する自動車に関する資料として、自動車検査証、譲渡証明書等の写しを添付する。また、複数台数届出の場合は、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の第5号様式の提出及び限定した車両であることが当該改造自動車から明確に判別できる資料を添付するものとする。
(注3)改造部分及び改造部分に関連する装置について、保安基準に適合することを証する書面とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日により適用を除外されている自動車は除く。
(注4)※印は、試作車又は組立車の場合の主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。
(注5)改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性の検討を行うものとする。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる添付資料がある場合、必要となる添付資料の提出を求めるものとする。
試作車又は組立車の場合の保安基準適合検討書は、自動車型式認定実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(8)に準じたものとする。
(注6)※印は、電動機の場合に添付する。
(3)試作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用されるものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
(4)試作車・組立車の改造届出を行うものは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。
(注7)※印は、改造部分詳細図の他、高圧圧系統に関する次の①②の書面を添付する。
①電気回路図 ②感電保護対策に関するものとして車両に備えた各電気装置の相関図
(注8)自動車型式認定実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(7)に準じたものとする。
(注9)改造前後の比較ができる図面を添付する。(審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」3.(2)関係)
(注10)※印は、条件が不利となる場合に添付する。
(注11)※印は、ホイールベースを延長した場合に添付する。
(注12)※印は、改造後においても、ホイールベース5.0m以下である自動車は省略することができる。(試作車・組立車の改造は除く)
(注13)保安基準の適合性審査の必要に応じて添付するものとする。
(注14)※印は、連結検討計算書等により確認できる場合は、提出されたものとして審査するものとする。
(※注)強度検討は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて検討するものとする。また、複数の形態で使用されるものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
(※注)指定自動車等の原動機、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料装置を一式で載せ換えたものについては、届出先を事務所と読み替える。